Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジョン・ロック政治思想の形成過程に関する一考察(二) : 道徳的人間像の変容
Sub Title	A study on the shaping process of John Locke's political thought (II)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.1/2 (1981. 6) ,p.159- 175
JaLC DOI	
Abstract	With the publication of the Lovelace Collection in 1947 it became one of tasks for Locke study to explain the development of his political thought; from initial conservative-authoritarian thought (Two Tracts) to that of liberal inclination in his matured age (Two Treatises). I now approach this development mainly from the aspect of his idea of human nature. Though Locke predicated these two works on the consensus populi theory, they are very different in their view of humanity. While Locke in Two Tracts, having a pessimistic idea of man's degeneration, assumed a sharp contrast between the rational magistrate and the irrational people (or the multitude), Locke in Two Treatises seemed to come to realize man's 'potential rationality' as well as 'actual partiality' (P. Abrams' terminology). It seems to follow from this that he overcame and resolved the initial pessimistic contrast of humanity and came to think of civil society to be the body of men who have a reasonable capacity of the same level. I conclude that in this development of his idea of human nature consists the evolution of his political thought.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600- 0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 口 ック政治思想の形成過程に関する一考察(三)

---道徳的人間像の変容-

大 森 雄 太

郎

## 二 『統治二論』の人間像

人間像を抱いていたかという点に問題を限定して検討を進めてゆく。また、 『統治二論』 は様々な側面と多くの問題点を含んでいる。 しかしここではロックがその『第二論文』において如何なる(1) 『第二論文』の人間像でさえも様々な視角か

ら考察可能であるが、問題を整理するために、 人間像の二点に考察を限定しようと思う。 治論のまさに中心軸となっている自然法の認識と適用可能性をめぐって現われる人間像、 ロックの抱いた人間像を最もよく窺い得ると思われる点、 及び自然状態に抽象されている すなわち彼の政

## (1) 自然法の認識と適用

のではなかったかとの疑いを生んだ。シュトラウスはロック自然法の快楽主義的要素を強調し、 原理を、 ック自然法がトーマス、フーカー的伝統に立つキリスト教的規範ではなく、実はホッブズ的な近代的功利の原理の隠れみ 問題の検討に入る前に『統治二論』における自然法の基本的性格を確認しておかねばならない。 少なくとも表面的には、 人間の自己保全にありとしているように見えるため、 レオ・シュトラウスによって、 そのキリスト教的 ロックが自然法の第一 口

ジョン

ロック政治思想の形成過程に関する一考察(二)

と見なした。 保全の理性の命令に他ならず、 的側面を捨象することによって、 において捉えられている。従って「幸福へと向かう〔人間〕本性の嗜好と傾向とは一つの義務である」。 組み込む incorporate 基づいていたように思われる。 むしろ神が人間本性に刻み込んだ超人間的義務、至福を求めそれに価するものとならねばならぬという絶対的義務の様相 ってはおらず、 しかしながらポランが反論している様に、(6) 「個人―エゴー むしろ自由を、 ための手段として捉えている。 が道徳世界の中心と起源となってたち現われている」と主張し、 それによって悪しき情念を抑制し、神の確立した世界秩序(永遠の祝福) ロックが「語の適正な意味での自然法」=フーカー的な伝統的自然法を認知し得なかった(5) 『人間知性論』第二巻第二一章に開陳された自由論においてロックは近代的な自由論に立 ロックにおいては自然法の義務からホッブズ的な近代的自然権へと強調点が移行される 人間行為の本質をなす幸福へと向かう自由は、 ロック政治哲学あるいは彼の全哲学は中世的な神的秩序の観念に ロックの自然法が単に自己 ロックにおいては に人間が自らを

て、 中世的なキリスト教的規範であったと思われる。確かにロック道徳哲学は「自己保全」の功利的原理を含んではいるが、 によって与えられたものが自然法であった。 地上に送られた召使いであり、 的要素が セリガーの言うように、 ための手段として捉えられていることに注意せねばならない。そして永遠の秩序の達成のために人間行為の規則として神 更にわれわれは『第二論文』において、 セリガーの表現を用いるならば、 第八論文以来一貫している。 すべて有用なものが道徳的であるわけではない」という在り方で整序されており、 加わっていると見なされるべきである。彼は功利の原理を伝統的自然法に合致・従属させようとした 彼の自然法概念においては道徳的規範と功利の原理が、 主の所有物であり、主の作品」であると述べられる時、 ロック自然法概念の基礎はあくまでもキリスト教的規範であって、 「自己保全」の原理それ自体は目的ではなく、 神の業なる人間が「唯一なる最高の主の命によってその業にたずさわるために 従ってロック自然法は、 ホッブズ的功利の原理であるよりはむしろ伝統的 「道徳的なものは結局のところ有用であ 徳性の達成を頂点とする目的のヒ 人間そのものが神的秩序の実現の この点で彼の自然法観は その上に快楽主義

ラルキーの一部分に過ぎない。(1)

かである」と明言している。 うな法が存在し、しかもそれが理性を備えた被造物 a rational Creature やこの法の研究者 a Studier of that Law 令を理解し得るとしている。また、(ユン) にとっては、 認識可能と考えていたのだろうか。との点に関してロックの表現はきわめて肯定的である。例えば彼は、 ょっとたずねてみさえすれば、他人の生命、 それでは、 国家の実定法と同じくらい理解しやすく平明である。否、 ロックはこの様なものとしての自然法が認識可能であると考えていたか、またもしそうならばどの程度まで 自然法の個々の規定に関する考察は現在の問題ではないとしながら、 健康、 自由 あるいは所有物をそこねるべきではない」 とい う自然法の命 あるいはそれ以上に平明であるということはたし 人が「理性にち 「しかしそのよ

ellency of Parts and Meritが、また別の人を人並み以上の水準に置くこともあろう」。ここでは、 在と見なしているのであって、理性を一部エリートの享有物とは考えていない。神が自然理性(生れついて与えられた理 的前提から出発しながらも、 の優劣がもたらすであろう徳、 平等を考えているとはだれも受けとるまい。年齢や徳はその人の正当な優越を認めるであろう。すぐれた才能や功績 ている。 く生をうけ、自然の恵みをひとしく享受し、同じ能力を行使する……」と述べている。 何であったか。 を万人に共通に与えたことが前提されている。 いわく、 全ての人が同程度に合理的であるわけではないという命題とは矛盾しない。だからロックが一方で自然理性を平金での人が同程度に合理的であるわけではないという命題とは矛盾しない。だからロックが一方で自然理性を平 「この法の研究者」のみならず自然法をよく認識し得ると考えられた「理性を備えた被造物」 ロックは自然状態を自由・平等の状態と規定した第四節で、「同じ種、 「私は前に第二章で『人はすべて自然の状態においては平等である』と述べたが、私があらゆる種類の 理性の発揮における程度の差異を認識していたと思われる。全ての人が合理的であるという 才能、 功績の差異が認められている。 しかし第四節を受けた第五四節では、この前提に補足説明が加えられ 従ってロックは自然理性の平等という人類平等主義 明らかに彼は人間一般を理性的存 同じ等級の被造物は分けへだてな ―人間の理性とは いわば個人の理性

ジョン・ロック政治思想の形成過程に関する一考察(二)

等であるとし、 クの真意をどちらか一方にありとするのは正しい解釈とは言えない。 他方で『第二論文』の諸所において人間の非合理的行動に論及していることを論理の矛盾と見なし、 口

ると、それに伴なって自由を持つようになる、ということなのである」。 なることがあり得ない)。従って、「われわれは理性的なものとして生れたから、 的に自由となる(但し、生れながらの理性を与えられていない狂人と白痴は法を理解する可能性から排除され、(16) してない。 においては自由とは法の拘束の下で初めて実現されるのであって、フィルマーの言うごとき放縦 licenciousness では よれば、 年期においては、 ための権力である。それは父親の権力 Power であるよりはむしろ義務 Obligation と呼ばれるべきものである。 れを正しく用いることのできない子供が、成人して理性を発揮するに至るまで、父親(むしろ両親)が子供の理性を導く クはフィルマ それはわれわれが生れながらにして実際に両者を行使できるという意味ではなく、 理性の発揮における個人差の自覚は、第六章の父権論(五二―七六節)における彼の理性観からよく理解し得る。 父権 Paternal Power (むしろ親権 Parental Power と呼ばれるべきもの)とは、 従って自由は法の理解(法を知ること)に基づいている。法を理解するまでに理性能力の開花されていない幼 ー論駁の必要から、よくなし得ているか否かは別として、政治権力と父権とを峻別しようとした。 人は父親の理性 (父親の法理解) によって他律的に自由であり、成人して理性を行使し得て初めて自律 生れながらに自由であるとはいっても、 ある年齢に達して理性を持つようにな 理性を与えられながらもそ ロックに 自由人と ロック 口

的となる。 得る。更に自然理性を与えられながらもそれを全く行使しない一部の人々は道徳的に堕落した存在と捉えられることにな 長と陶冶によって開花されねばならないと捉えている。 ここにおいてロックは、<br />
自然理性が狂人と白痴を除く全ての人々に平等に与えられているが、 従って『統治二論』には確かに、 通常人は成長とともに理性を用いるようになるであろうし、中でもより良く用いる者とそうでない者とがあり 「勤勉で理性的な人々」the Industrious and Rational と「喧嘩好きで争いを好 理性の陶冶の程度によって理性の発揮における程度の差異が必然 与えられた理性は人の成

む人々」the Quarrelsom and Contentious の対比があり、 口 ックは明らかに前者が後者に対してより価値ある存在と

見なしている

のではなく、 階級国家の理論的正当化を試みたと解釈した。 れ得るとロックは考えている。 定法と同じくらい理解しやすく平明」であり、彼らが「理性にちょっとたずねてみさえすれば」、 働者階級ではなく、 法を導く質的差異ではない。 集団を弁別せず、 おいてレベルを異にする二つの階級をみとめ、 人と白痴)、 B・マクファー 及び与えられながらもそれを行使しない一部の堕落者を除いて、 階層を越えて点在するものと考えられている。 理性における人間の二分法を前提してはいない。 通常人に比べて圧倒的に少数の異常者であると考えられている。 ソンはこの点をついて彼がロック財産権論の入念な分析から得た結論の証左とし、 そしてロックが道徳的堕落者と見なしているのはマクファー これによって両階級間の政治的権利の不平等に根拠を与えてブル しかしながらすでに検討したように、 以上の様に、自然理性を与えられていない道徳的不能者 理性の行使における優劣は程度の差異であって、 通常の理性人にとって自然法は ロックは生れついて理性を異にする 彼らは社会階層的に捉えられている ソンのいう非理性人の集団、 自然法は容易に認識さ 口 ックは理性に 国家の実 二分 ア的 征 労

は ているからである。 しかしながら、 ○一通常の理性人でさえも自然法を厳格には適用しないからであり、 多数の人々にとって自然法が平明に理解され得るにもかかわらず、 口少数の道徳的堕落者が自然法の実現をさまたげ 政治社会と実定法が必要とされるの

て研究不足のため無知であるばかりでなく、 法は、 で、自然法が実定法のような客観法としての有効性を持たない理由を次のように述べている。 まず第一に、 理性的な被造物にとっては、 ロックは自然状態の三つの不都合の第一のものとして「確立した、 だれにとっても明白でわかりやすいものではあるけれども、 利害関係によって心がゆがめられているので、それを自分たちの個々の 一定の周知の法」 いわく、 しかし人々は の欠如を挙げた個所 「なぜなら、 それ . 5 自然

し難い ために自然状態、 に、 性的であるにもかかわらず、 で あると彼が認識していることである。 ロックが、 あてはめるときには、 利己心 多数の人々でさえも「研究不足のために無知である」と述べたのは、 partiality を直視し、 従って人間本性の否定的側面を強調せねばならなかった文脈上の必要による。 この自然の法が彼らを拘束するものであることは、 自分自身の関係する事例においては、 その意味においては『世俗権力二論』以来一貫して懐疑主義的であった。(2) ロックは人間が理性を行使し得る被造物と捉えながらも、 私的利害心 なかなか認めたがらないからである」。 partiality の故に自然法を誤用しがちで この個所では政治社会の必然性を説く 重要なことは、 人間本性に内在する克服 人々が理 ح ح

ply) ないとしている。 に有利に、 の理性人でさえも、 治社会への移行が必要とされる理由を提示している。そして自然状態の不都合として一貫して挙げられているのは、 用」mis-cite 法の適用を不確実なものとしている。 この点は続く第一二五節と一三六節で更に明確となる。 傾向があるということである。 政治社会の必然性を説いている。 また自分の関係しない場合には無関心で怠慢に行動しがちである故に、 これらの諸節は自然状態の不都合を枚挙し、人間が自然状態ですでに理性的であるにもかかわらず、 「誤って適用」misapply しがちであるから、 自分自身の関係する場合には、 常識的に理性を備えかつ行使する普通人の場合には、 実定法の必要性がここにある。 また一三六節においては、 私的利害の故に自然法の適用段階で誤りをおかす (mis-cite, misap 一二五節においては、 政治社会に移行して客観的な裁決権威を設立せねばなら 人々が「激情や利害のために」自然法を 人々が自分自身の関係する場合には自己 法の客観的な執行権力が必要であると 彼自身のケースにおいて自然 通常 政

要だろうし、 物とは別個の一つの社会をつくっている。 している。 いわく、 自然法の実現を決定的にさまたげているのは少数の堕落者の存在である。このことをロックは次のように表現 また人々がこの偉大な自然の共同社会から離れ、 「この人類全体に共通の法 そしてもし堕落した人々の腐敗と邪悪がなければ、この他に埋の法(自然法)によって、全人類は一つの共同社会となり、 明文の同意によってもっと小さく分裂した集団に結合する この他にはどんな社会も不 他のすべての

徳的に堕落した人々が自然法による人類共同体の実現をさまたげていることによる。 適用・実現されるならば、 必要もないのである」。 自然法は理性の法であり、(33) 普遍的な人類共同体が成立せねばならない。 理性的被造物たる人類一般をその対象とする。従って自然法が厳密に ところが現実に諸政治体が分立しているのは、 道

実にしている。 て後者でさえも自然理性の完全な開花には至っていないため、その利己性 partiality を克服し得ず、自然法適用を不確 会から排除されるべき「腐敗した部分」に対して「全体」であるところの「健全で健康な部分」を守ることにある。そし Parts…which are so corrupt を、そしてその部分だけを切り離そうとする権力なのである。」実定法の有効性は政治社 者の存在の故に、 与するケースにおいては自然法を厳格には適用できないからであり、 要とするのは、 して刑罰を設け、 以上の様に、 人々が自然状態から契約によって政治社会に移行し、 台普通人が理性的であるにもかかわらず、利己心 partiality を克服し得ていないために、 全体の保全をめざしながら、健全で健康な部分 the sound and healthy を脅かす腐敗した部分 those、、、、、、、、、、、 自然法の実現が著しくさまたげられているからである。政治権力とは、「法を作る権力であり、法に附随 口理性的多数者の集団を外部から脅かす少数の堕落 自然法のみならず実定法(及びその執行権力)を必 自分自身の

必要とされるのである。 確には個人がその理性によって神的秩序に合致するために最も実効的な政治秩序を提供するためにこそ、 らを脅かしている。これら両者の不都合を克服し、普通の理性人を神与の秩序に合致させ幸福に導くためにこそ、 は自然法を遵守しがたい。 て、彼らでさえも現状での理性錬磨の不完全に起因する避け難い利己心 partiality の故に、自分自身の関係事におい ると見なしている。 明らかにロックは人類の大部分、政治社会の多数の人々が、政治生活に必要な程度には自然法を認識し得る理性人であ 彼らは理性陶冶の程度を異にするが、質的に二分されるものではない。 更に例外的な存在として、政治社会から排除されるべき、理性を放棄した堕落者が外部から彼 問題は自然法の適 統治と実定法が 用 より正 7

ても人間本性に根づく利己性 に明らかに れた自然理性の陶冶にあるとされている。 イックな人間像、 以上の様に 『世俗権力二論』 **「統** それに基づく人間性の二分法と硬直した社会観はすでに克服され解消されている。 治二論 の人間像・理性観においては、 のペシミスティックな懐疑は質的に転換されていると言える。 partiality ここでは『世俗権力二論』 が自覚されていて、その限りでロックは一貫して懐疑主義者であったが、 人間が本来理性的な存在として捉えられ、 で権威的為政者権力の正当化論を導いたペシミステ 問題はむしろ与えら 『統治二論』 おい

### (2) 自然状態論

社会組織形態の諸欠陥を示すためにロックが用いた規範的装置」(タロ) 像を抱いていたかを彼の自然状態論の中に端的に見出すことだからである。 然状態は、 ここではロック自身が自然状態を歴史的事実!!!人間の原始的状態と信じていたか、 人間存在の基本的様相を説明するために利用されているのであって、 であったかという問題にはふれない。 私の現在の問題はロッ あるいは「市民社会以外のあらゆる クが如何なる人間 15 ずれにしても自

によって従来の「エデン」説とは異なった解釈を提出した。(タイ) な印象を与える行文も存在する。 が平和的理想郷―エデンの園であるかのような印象を与える。 全の功利的原理であったとする。 ウスのテー おいて説明されるべきは、「一体どういう動機から人間は『エデン』の園を捨てる気になったか、 従来から指摘されて来たようにロックの自然状態の叙述は曖昧で二義的である。 ロッ クの叙述は ぜを更に発展させたコックスである。 「エデンの園」 コックスによれば、 シュトラウス、 で一貫しているわけではなく、 コックス、 コックスはシュトラウスと同様にロック自然法の第一 ロックの自然状態はホッブズのそれの対極にある平和状態であるか この点でとりわけ入念な分析を行なっているのは、 (及びマクファーソン) 例えばヴァジル・ウィリーの言によれば、 彼の自然状態が何か戦争状態に近いものであるかの様 は、 般的にはロックの叙述は、 後者の側面に焦点をしばること ということである。」 原理が実は自己保 ロック政治論 シ

然状態と戦争状態の区別をつかなくさせていると主張した。 を与えつつ、 たことから彼自身の自然状態の叙述を意識的に操作し、 るアナーキー』であり、自然状態が平和で調和的で豊穣な状態であるどころか、 的戦争状態であったか否かを検討し、 のように見えるが、実際はホッブズ的戦争状態と変わらないものであって、ロック自身、 そこでは自然法が効力を持つどころか認識されさえしない」と考えていた。(2) 叙述表現を「漸次、 しかし厳密に規則的に変化あるいは発展」させ、ちょうど真中にあたる第九章以降は自(38) コックス説の克服をとおして私の観点を提示してゆこうと思う。 『第二論文』の前半部分では自然状態が平和状態であるとの印象 以下私はロックの自然状態がコックスの言うようにホッブズ 実際には戦争、 そしてロックはホッブズが不人気であっ 「人間の原始的状態が 敵意、 悲惨の状態であっ 『純全た

態が戦争状態であると述べたに等しい。そしてこの他に同様の行文は、第二一節と二一九節にも窺われる。(ヨ) て戦争状態にさらす」(二二七節)、と述べている。これら二つの行文は、論理的に統治以前の状態である前政治的自然状 する者は 多いような印象を与える。例えば第九章の当初、 あり、きわめて不確実である」から、 自然状態において「大部分の人間が公正と正義を厳格に守ろうとしない」故に、 クスの指摘するとうり、 「再び戦争状態にもどろうとする」(二二六節)のであり、 またこれもコックスの指摘する通り、抵抗権論が展開される第一九章において、ロックは、不正な暴力を行使 確かに『第二論文』の後半は前半におけるよりは、 「恐怖とたえざる危険に満ちた」自然状態から人々が離れようとする動機に求めら 第一二三節においては、 「国民相互の結び目を解きほどき、 人が自然状態から政治社会へ移行する必然的契 道徳的堕落者(目然法違反者) 「財産の享受がきわめて不安定で 国民をあらため の数が

言が現われているのであって、 意しなければならないことは、 も用語 しかしながら第九章以降も例えば第一三一、一六三、一六四、二三○節などには人間が一般的に合理的であるとした文 概念の用い方が曖昧で多義的であるということである。 ロックが『第二論文』においても他の著作においても厳密で体系的な筆者ではなく、 コックスの言うような『第二論文』の中央分割線は存在しないように思われる。 従ってとりわけロックの場合には、 個々の文章はそれぞ そして注 しか

統治が解体し、 こそ反乱者と呼ばれるべきであるとして、 故に自然状態が過度に否定的に叙述されたと説明し得る。また第二一九、二二六、二二七節は、 と主張することはできない。 れの大きな文脈の中に置いてのみ正しく解釈され得るのであって、 人民が回帰せねばならない状態―自然状態がことさら否定的に叙述されたと考えられる。 そしてそのように見るならば、 同意による立法権力の正当性を述べた個所であるから、 第一二三節は、 一行の文章を切り出してそれがロックの真意であった 政治社会と統治の必要性を説い 不正な権力を行使する者 反乱者の暴力によって た個所である

状態が る。 統治を設立するのであるから、「共通の裁判官」の不在をもって政治社会以前の前政治的自然状態の指標とする。 す」と述べている。 にもたない状態」が自然状態であり、 のカテゴリーに入れている。 態」と規定した第一九節において、にもかかわらず両者が客観的な裁決権威の不在において共通するとして、 ていないということである。 「共通の裁判官がい これらより以上に決定的なことは、 まずロ が戦争状態である。 出現し得ることを意味している。 権利がないのに他人の身体に対して暴力をふるうことは、 クは、 口 自然状態を「平和や善意や相互援助や保全の状態」、 ようがいまいが戦争状態をつくり出す」という表現は、 ッ ク政治論において、人々は共通に服すべき決裁権力を設立すべく契約によって政治社会を形成し、 そして次に、 実際には『第二論文』の初めの部分から自然状態が戦争状態を含むものとして考えられて 人々が理性的に平和裡に共存し、 「権威をもった共通の裁判官が欠けている場合、 不正な暴力が行使され、 ロックがコックスの言うような自然状態と戦争状態の二分的対位法など本来採用 従って前政治的自然状態も政治社会も戦争状態を含むものと考えなければならな しかも「救助を訴えるべき共通の優越者が地上にいない状 「しかも彼らの間を裁く権威を備えた共通の優越者を地 共通の裁判官がいようがいまいが戦争状態を つ 戦争状態を 自然状態においても政治社会においても戦争 「敵意や悪意や暴力や相互破壊の状 すべての人は自然状態に置 両者を同 そして、 くり かれる。

この点は続く第二○節において更に明確となる。いわく、 「自然状態のように、実定法と権威をそなえた訴るべき裁判 (1

である。 こに戦争状態以外のものを想定することは困難である」。(32) なると言っているのである。 法が公然とねじまげられて、一部の人々や党派の暴力や加害行為が擁護されたり、不問に付されたりするところでは、そ 戦争状態は自然状態に内包される概念として捉えられているのであって、自然状態すなわち戦争状態とは考えられていな こで戦争状態が生起すれば、 つでも可能なときには相手を殺すことができるという権利とともに、ずっと続く」。 官が欠けていて、全くそのような訴えを行なうことができないところでは、 つの大きな理由である」と言うとき、 例えば第二一節において、 そしてこの困難を克服したはずの政治社会においてさえも、 客観的裁定権威の不在の故に戦争状態を終息させることの困難さにある。こうして明らかに 「この戦争状態……を避けることが、人々が社会の状態へと向かい、 ロックは自然状態のうちの戦争状態を克服するために政治社会の形成が必然的と ロックにおいては戦争状態は政治社会にも内包される概念 な ひとたび始まった戦争状態は罪のない 前政治的自然状態の困難は、 「裁判が明らかにゆがめられ、 自然状態を破棄する もしそ 方がいい の

ある。 極小化する」ことにある。 定法が欠如するため、 らず、利己性 partiality の故にその適用においては甚だ不確実であった。そして人々の争いを決裁する客観的権威と実 くなるという意味で自然状態が現出し、 て不正な権力を行使し、 こでは自然法のみが拘束力を有するのであるが、すでに見て来たように、通常の理性人はこの法を認識し得るにもかかわ 以上の検討をまとめると次のようになる。前政治的自然状態は、 クに しかし一部の道徳的異常者によって暴力(不正な権力) おいては自然状態 自然状態下での暴力は解決され難い。 しかも共通の裁判官(立法部)の権威を無視する場合には、 しかしながら政治社会においても暴力が全く克服されているわけではなく、 ―戦争状態―政治社会の三者関係は交錯していて明確に区別し得ないものとなっている。 この場合には暴力の使用を伴なっているため必然的に戦争状態となる。この様に 政治社会への移行の必然的要因は、 が行使されれば、 総体的には「平和や善意や相互援助や保全の状態」 自然状態の中に戦争状態が生起する。 両者にとって客観的権威が存在しな こうした 「暴力の使用を 一方が他方に対し そ で

ながらも全くそれを用いない少数の道徳的堕落者の存在を事実として認識していたからである。 の故に自分自身の関係する事例においては適用を誤りがちであると認めたからであり、 すでに述べたとおり、 であるのは、 態の生起の直接の原因は後者の存在に求められるべきであり、 この様に見て来るならば、 園」としての肯定的側面と戦争状態としての否定的側面との両面を持っているということができる。 すでに述べたようにロックが人間一般を理性的存在と捉えたためである。 第一に彼が、 基本的な解釈は異なるが、 通常人は自然法を理解し得る程度には合理的であるが、克服し難い利己性 partiality マクファーソンの言うように、ロックの前政治的自然状態は、 前者の理由はこれを増幅する作用をもつものと考えられる しかも第二に、 それが否定的であるのは、 自然状態における戦争状 自然理性を具備し それが肯定的 これも ー エ

と捉えた彼の基本的な人間像を反映したものであったと思われる。(%) 成するところの二つの基本的な姿勢」を説明したものに他ならない。 着に陥っているのではないということである。(3) 表現を用いるならば、 その背景となっているのが、 時に好戦的―非理性的であり得る人間本性を経験的に直視し、 としての自然状態の間で迷っていた、つまり無意識裡に両者の間で矛盾していたのではなく、 大衆像が克服されていて、 人が統治を必要とする程度には非合理的であり、 かしながらここで重要なことは、 平和的な自然状態と戦争状態としての自然状態とは、 人民・大衆は政治的過程に自己の役割を担い得る程には十分に理性的な存在として捉えられて すでに検討した自然法の認識と適用の局面に窺われた彼の人間理性観であった。 マクファー ロック自身が好戦的な状態としての自然状態 しかしホッブズ的主権者を必要としない程度には平和的 ソンの言うようには、 両極間をさ迷うものとしての人間像を抱いていた。そして ここではすでに『世俗権力二論』の多頭怪獣的 ロックのこうした現実的 ロック自身が二つの矛盾する観念の狭間で自己撞 「政治生活がその間を振動する二つの極を構 (戦争状態)と平和的な状態 平和的―理性的であると同 ・経験的な自然状 理性的である セリガーの 態論

いるのではないだろうか。

- (H) Two Treatises of Government, ed. by P. Laslett, Cambridge, 1960 (1970), Second Treatise.
- chs. II, III から多く学ぶことができた。 へい 小稿第二章の展開において、M. Seliger, op. cit., esp.
- (α) L. Strauss, Natural Right and History, Chicago, 1953, ch. V.
- (w) Ibid., p. 248.
- (15) Ibid., p. 220.
- (6) R. Polin, op. cit..
- 但しポランの引用による。R. Polin, op. cit., p.5.
- を挿入した個所がある。 (8) Second Treatise, sec. 6. 以下『統治二論・第二論文』
- (σ) M. Seliger, op. cit., p. 67.
- (10) ロックは『自然法論』第八論文で、個人の利害、効用 utility が自然法の基礎であるとする快楽主義的観点を排斥して次に効用をもたらすが、「効用は法の基礎あるいは義務の根拠でに効用をもたらすが、「効用は法の基礎あるいは義務の根拠ではなく、法に従ったことの結果である」。Essays on the Law of Nature, p. 215. 引用文は浜林正夫訳『自然法論』一九六二 of Nature, p. 215. 引用文は浜林正夫訳『自然法論』一九六二 中てよる。
- ジョン・ロック政治思想の形成過程に関 する一考察 (二)

- (11) M. Seliger, op. cit., pp 45-9.
- (A) Second Treatise, sec. 6. Cf. Ibid., sec. 5.
- (3) Ibid., sec. 12.
- (\(\mathbb{A}\)) Cf. Ibid., secs. 5, 31, 32, 131, 163, 164, 230
- (15) M. Seliger, op. cit., p. 54.
- (4) Cf. Second Treatise, secs. 57, 63, 170, et passium
- (17) Ibid., sec. 60.
- (2) Ibid., sec. 61.
- (9) Ibid., sec. 34.
- (20) C.B. Macpherson, The Political Theory of Possessive Individualism, Hobbes to Locke, Oxford, 1962, ch. V. 小稿で問題としているのはロックの抱いた人間像・理性観であるから、マクファーソン解釈のうちロックが理性の「階級分化」を考えていたか否かのみを問題とする。
- (21) Second Treatise, sec. 124.(傍点引用者)Cf. Ibid., sec. 125.
- を考えてみると……」Ibid., sec. 98. 23) その他、「更にこれに加えて、人間のどんな集まりにも起
- (23) Ibid., sec. 128. (傍点とカッコ内引用者)
- (24) Ibid, sec. 171. (傍点引用者) Cf. Ibid., sec. 172.
- (2) J.W. Yolton, 'Locke on the Law of Nature', Philosophical Review, 67-4, 1958, p. 496.
- (26) B・ウィリー(深瀬基寛訳)『一七世紀の思想的風土』一

九五八年、三二九ページ。

- (원) Cf. R. H. Cox, Locke on War and Peace, Oxford, 1960, p. 205, note A.
- %) Ibid., esp. ch. II.
- (%) Ibid., p. 72.
- (%) Ibid., pp.72-3.
- 1) 第二一節はマクファーソンが指摘している。 C. B. Mac-fr son, op.cit., p.240. なおコックスによれば、以上の諸節の他に第九四、一九八、二〇三、二二五節は自然状態が「無政の他に第九四、一九八、二〇三、二二五節は自然状態が「無政が、第二一節はマクファーソンが指摘している。 C. B. Mac-fr s
- (ℵ) Second Treatise, sec. 20.
- (33) M. Seliger, op. cit., p. 92.
- (34) マクファーソンのロック自然状態論解釈に関しては、C.B.

Macpherson, op.cit., pp. 238-47. マクファーソンはロックが Macpherson, op.cit., pp. 238-47. マクファーソンはロックが Society を道徳的に正当化するための必要な前提であった。これはそれによってブルジョア的市場社会 market であって、これはそれによってブルジョア的市場社会 market であって、これはそれによってブルジョア的市場社会 market であって、これはそれによってブルジョア的市場社会 market であって、ロックの自然状態観を抱いていたとし、一方の理性的自 社会観が新興ブルジョアジーの矛盾を内包していたからである 社会観が新興ブルジョアジーの矛盾を内包していたからである 社会観が新興ブルジョアジーの矛盾を内包していたからである と主張する。

- (35) M. Seliger, op. cit., p. 93.
- (%) Ibid., p. 94.

#### おわりに

理性的で不可謬的存在であると仮定された為政者、他方に彼の理性によってのみ安全を得る無知蒙昧なる人民・大衆とい う人間性の二分法的対比があった。そしてこの様な人間像と一六六○年のロックが強く秩序を志向したという事実との相 ずであるが、 シミズムからのがれ得ないはずであるから、為政者が非本質的事物を規定・強要する無制約の権力に道徳的根拠はないは 『世俗権力二論』の立論の前提は人間が永遠の堕落の淵にありとするペシミズムであった。 ロックは人間観のペシミズムを為政者には適用しないという論理の破綻をおかしている。そこには、 論理的には為政者もこのペ 一方に

物ではなくなっている。 為政者でさえ誤りをおかし得るし、 的行為者として現われている。 れていて、人間はもはや堕落を運命づけられた存在ではなく、 乗効果によってホッブズ的絶対主権論が導かれた。 市民社会像もこれに応じて『世俗権力二論』の二分法が同質的個人の集合へと解消され、 人民・大衆も合理的であり得ると捉えられていて、理性はもはや一部エリートの独占 他方『統治二論』においては『世俗権力二論』のペシミズムが払拭さ 個人の努力次第で生来平等な自然理性を発展させ得る主体

actual partiality と同時に「可能的合理性」potential rationality て、 ができる。若きロックがペシミスティックな懐疑論者であったならば、 たと言える。 かし前者が人間本性への徹底した不信に裏づけられていたのに対し、 る。 『世俗権力二論』に見られた人間本性の利己性の認識に起因する懐疑主義は『統治二論』にも受けつがれている。 統治二論』においても市民社会の構成諸個人が利己性 partiality を克服し得た存在とは見なされていないのであっ この間の人間学的発展は、 アブラムズの表現を用いるならば、 後者の懐疑主義は人間理性の積極的評価を伴なって 利己性の認識による人間不信から、 の認識によるオプティミズムへの発展と言うこと 成熟期のロックは健全で楽天的な懐疑論者であっ 「現実的利己性」

狭い学校社会の中で伝統教育を享受し続けて来たロックにとって、 1 てよい。一六五二年に故郷ベルトンを離れて以来、 五年一一月から翌年にかけて彼がブランデンブルクへの外交使節団に同行し、現実政治に初めて接触したことは注目され 転回はロック自身の内的な心理的変化であって、 (一六六三/六四)と彼が初めて自由主義的立場に立った『寛容試論』(一六六七)の間に生じたと思われる。 ンパクトであったように思われる。 ロックの抱いた道徳的人間像のこうした変容は、『世俗権力二論』の権威主義からいまだ一歩も出ていない そしてこの時彼が大陸で書い この変化を決定的に裏づける伝記的事実を挙げることはできないが、 ウェストミンスター・スクールからクライスト・チャーチに進学し、 現実の政治世界との接触は心理的変化のための十分な た一通の書簡は、 六五年以前の諸著作・書簡とは微妙 『自然法論

ック政治思想の形成過程に関する一考察(二)

な変化を示している。

秩序志向とあいまって、 造が初めて可能となり、 義の主要な信条の一つである個人主義への道が開かれる。 による統治」の理論を提出し得たからではなかっただろうか。 治二論』がより自由主義的であり得たのは、 逆に人民も合理的判断をなし得るとする人間像によって、 を導き、 可能的合理性の観念の発生は、 諸個人の様々な意欲が交錯してなおかつ秩序の保ち得る場としての社会像を生み出すのであって、 必要となる。 ロックが人民・大衆への不信から彼らに同意後の政治的役割を認め得なかったからであり、 人間がいわゆる「生来の政治的徳性」natural political virtue を備えているとの(\*\*) 『世俗権力二論』が同じ同意理論に依拠しながらも権威主義を導いたのは、 ロックの道徳的人間像の変容の故に、 君主(行政首長) また政治機講論の平面では、 ——立法部 人民を政治的過程に参与させ、 君主でさえ過謬性をまぬ 人民 (抵抗権) ここに自由 の権力抑 が れず、 強力な 同意 制 <sup>二</sup>統

級分化 0 0 ヴェラー 17 は理性能力において人間性を二分する初期の権威主義的・エリート的思考法をすでに克服しているのであって、 様 おけるロックの中心主題が、 なおすでに述べたように、 々な問題点の検討を要するが、 階級分化」を認め、 はなかった。 道徳的平等主義に立っていたことを確認して、 ズ的大衆」 の収奪にあったとする解釈が生れて来る。 しかしここではロック政治論の根底に存すると思われる人間像の平面では、 これによってブルジョア的階級国家に倫理的正当化を与えたと解釈した。ここから『統治二論』 マクファー ブルジョアジーの「前近代的専制権力」 小稿において道徳的人間像という限られた平面で考察した限りでは、 ソンはロック財産権論の分析結果を論拠に、 『統治二論』の自由主義そのものの検討を今後の課題としたい。 マクファーソン解釈の正否を検討するためには『統治二論』 からの解放のみならず、ブルジョアジーによる「レ ロックが 『統治二論』 ロックが人類平等主 成熟期のロ におい 理性 て理性 ッ 0 階 ク 的

- (H) P. Abrams, op. cit., pp. 285-7. P. Abrams, Two Tracts on Government, 1967, Introduction, pp. 96-7.
- (a) The Correspondence of John Locke, ed. by E.S. de とよき本性」の次第によってはあらゆる宗教宗派が寛容されて 慮分別と良き本性のおかげであります。彼らは……秘密裡の憎、、、、、 Beer, Oxford, 1976, I, no. 175, pp. 227-31, Locke to the ったとするクランストンは、上記引用文にロックがすでにリベ はないだろうか。一六六○年のロックを完全な君主主義者であ 彼の内面の信念が寛容の方向に動き始めていたことを示すので なおかつ平和裡に共存し得ることを観察したということ自体、 す」。Ibid., p. 228 (傍点とカッコ内引用者) 「人民の思慮分別 悪や怨恨を抱くことなく、様々な見解を自由に抱いているので は為政者権力のおかげでありますし、また部分的には人民の思 出し得なかったからです。この様に善き相互関係は、部分的に の天国への道を選ぶことを互いに許し合っております。と申し は彼らの家にまでは入り込んではいません。彼らは彼ら〔自身 で次のように述べている。「しかしながら、彼らの教会の相違 Hon. Robert Boyle. クレーフェでの見聞を友人ロバート・ボ ますのも、私は彼らの間に宗教を理由とした争いや憎しみを見 イルに伝えた書簡で、この時期のロックが宗教寛容について述 、た貴重な史料である。ロックはかの地でカソリック、カルビ ルへと転回していた現われを読み取り(M. Cranston, op 、ルター主義がともに寛容されていることを伝えた個所
- ジョン・ロック政治思想の形成過程に関する一考察(二)

- 36.)。 36.)。 36.)。
- (α) P. Laslett, Two Treatises of Government, Cambridge, 1960(1970), Introduction, pp. 108-10.

#### 補註

一九八○年、七一八頁。 ・シャムレー(浅野清訳)「若きロックの著作における経・シャムレー氏が異なった解釈を提示されているので参照されたにおけるロックの「市民社会の構図」と呼んだものについて、P

一三二頁。正司・平野耿編集『ジッン・ロック研究』、一九八〇年、第六章、照されたい。 井上公正 「ロックにおける寛容思想の展開」、田中ン、ベールの他に井上公正氏も同じ趣旨で引用されているので参小稿 🛱 一六一頁註(2)に引用したロックの 書簡を、 クランスト